

Ⅱ 計画期間

次世代法は、令和6年度まで、女性活躍推進法は令和7年度までの時
限立法となっており、この計画は、女性活躍推進法の終期となる令和8
年3月31日までの期間を計画期間とします。なお、計画期間内におけ
る社会情勢の変化など見直しが必要となった場合には、計画期間内に計
画内容を見直す場合があります。